

特集

文教・科学技術施策の進展

平成14年度の展望

解説	8 文部科学省における政策評価の取組について
	12 生涯学習政策
	19 初等中等教育
	29 高等教育
	36 私立学校
	38 科学技術・学術政策
	44 研究振興
	50 研究開発
	56 スポーツ・青少年
	62 文化
	68 国際協力・交流等の推進
	70 文教施設
資料	72 平成14年度予算
	75 文部科学省の機構・定員査定結果
	76 文部科学省関係の税制

84
編集後記

78
焦点—文教科学施策

6
インフォメーション

カラー

- 1ところ・ひと
●日本科学未来館
- 表2 温故知新 ●田原の御田
- 表3 温故知新 ●宇宙食

文化

一 文化政策

文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにする上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要である。このため、文化の一層の振興を図り、文化を大切にする社会の構築を目指していくことが必要である。

文化庁では、昨年末に成立した文化芸術振興基本法や、本年一月の文化審議会中間まとめ等を踏まえつつ、文化立国の実現に向けて、平成一四年度の文化庁予算については、「文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）」の創設をはじめとして、対前年度七六億円（八・三％）の大幅増となる総額九八五億円を計上している。

二 芸術創造活動

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動を開始し、世界に羽ばたく新進芸術家の養成を図る。

また、我が国における現代舞台芸術の拠点である新国立劇場においては、我が国の次代の芸術界を担う創造性豊かな、世界に通用する人材を養成するため、平成一〇年度からオペラ研修、一三年度からバレエ研究を実施している。

三 地域文化

平成一四年度は、以下の新規事業を中心として、地域における文化活動を総合的に支援することとしている。②④は「文化芸術創造プラン」の中で実施

①「ふるさと文化再興事業」

地域において守り伝えられてきた個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、民俗芸能等の地域の伝統文化活動の総合的な支援を行う。また、地域の芸術文化活動を総合的に支援する芸術文化活性化事業（文化のまちづくり事業）を推進する。

②「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」

学校や公立文化会館などにおいて、子どもたちが優秀なオーケストラや文楽等の舞台芸術や伝統芸能に直接触れる機会を提供し、感受性豊かな人間としての育成を図る。

③「学校の文化活動の推進」

非常に優れた活動を行っている芸術家や伝

にある。文化庁では、これらの創造活動を側面から支援する観点に立ち、芸術創造活動の活性化のための環境の整備充実に取り組んでいる。

(1) 芸術創造活動への支援

芸術創造活動への支援については、従来の支援施策を再構築して、「文化芸術創造プラン」の中で、トップレベルの芸術の創造を目指して、オペラ、バレエ、映画等に対する重点支援を開始し、芸術創造活動の支援の抜本的拡充を図っているところである。

また、特殊法人日本芸術文化振興会においても、芸術文化振興基金（政府からの出資金五三〇億円、民間からの出資金一一二億円の合計六四二億円）の運用益などにより、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に対して助成を実施している。

(2) メディア芸術の振興

コンピュータ・グラフィックス、ゲームソフトなど新しいメディア芸術の創作活動を支

統芸能の保持者等出身地域の学校等に派遣し、優れた技の披露や、文化活動のすばらしさ、地域の誇りなどについての講話を通して、子どもたちの芸術への関心を高めさせる。また、子どもたちに文化部活動の成果発表の舞台を提供することによって、目的意識を持ち文化部活動に参加することができるようにする。

④「文化体験プログラム支援事業」

市町村において、子どもたちが年間を通じて多様な機会に多種の文化にふれあい体験する文化体験プログラムを作成・実施するモデル事業を支援する。

このほか、従来からの継続事業として、音楽、演劇、舞踊等の芸術団体の活動基盤を整備するための支援を行う「芸術団体等の活動基盤整備事業」、公立文化会館に対する情報提供や研修を行う「芸術情報プラザ」事業、国民の文化活動水準を高めるため、全国規模の文化の祭典である「第一七回国民文化祭」（平成一四年一〇月二日～一二月四日、鳥取県、高校生の芸術文化活動の発表の場である「第二六回全国高等学校総合文化祭」（平成一四年八月七日～一一日、神奈川県）を実施する。

四 国語施策

文化庁では、国内外の日本語学習者の増加や多様な日本語学習需要に対応するため、日

援するため、優れた作品の顕彰、発表及び鑑賞の場を提供する「文化庁メディア芸術祭」、また、メディア芸術の創造活動に役立つ各種の情報や作品発表の場などを提供する「メディア芸術プラザ」（<http://plaza.bunka.go.jp>）を引き続き実施する。

また、映画芸術の振興を図るため、トップレベルの映画製作に対する重点支援を開始するとともに、優秀映画の顕彰、作品の上映や映画製作、映画祭等に対する支援を引き続き実施する。

(3) 芸術家等の養成

多彩で豊かな芸術活動を活発化させるためには、その担い手となる優秀な人材を得ることが不可欠である。このため、「文化芸術創造プラン」の中で、新進芸術家等の海外留学や国内研修への支援、海外の新進芸術家を招へいするなどの「新進芸術家奨学制度」、新進芸術家に発表の場を提供する「新進芸術家の発表の機会の確保」、世界トップクラスの指導者を海外から招へいする「優秀指導者特別助成」

本語教育の一層の推進を図ることとしている。平成一四年度からは、新たに、地方公共団体と連携しながら、学校の余裕教室等を活用した親子参加型の日本語教室の開設事業を全国二〇か所で実施するとともに、平成二二年度に構築した「日本語教育支援総合ネットワーク・システム」の提供情報の一層の充実や利用環境の改善を行うこととしている。また、平成一三年度から実施している地域の日本語ボランティアに対して指導的役割を果たす者への研修事業を引き続き行うこととしている。このほか、日本語教育実態調査、日本語能力試験及び日本語教育能力検定試験を実施するとともに、独立行政法人国立国語研究所において日本語教育に係る調査研究、日本語教員の研修、教材開発等を行うこととしている。

国語は、国民生活に直接関連し、我が国の文化の基盤をなすものであり、文化の伝承と創造発展のために欠かすことのできないものである。このため文化庁では、国語に関する施策の一層の推進を図ることとしている。

平成一四年一月に、文部科学大臣から文化審議会に対し、近年の情報化・国際化の進展や価値観の多様化などの変化を踏まえ、「これからの時代に求められる国語力について」諮問がなされ、現在、審議が行われている。

また、平成一三年度から実施している、適切な言葉遣いや言葉による表現等について、狂言師・劇作家などを講師に招いて、親と子

が共に参会し、語り合う機会を提供すること
で、言葉に関する意識を高揚させることをね
らいとした「言葉」について考える一親と子
のためのワークショップを、平成一四年度
は全国一〇か所で実施することになっている。

五 宗教行政

我が国には、教派、宗派、教団といった大
規模な宗教団体をはじめ、神社、寺院、教会
等の様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活
動を行っている（宗教法人数は、約一八万三
〇〇〇）。

宗教法人制度を規定する宗教法人法（昭和
二六年に公布・施行）の目的は、一定の宗教
団体に法人格を与え、自由で自主的な活動を
行うための仕組みを設けることにある。

平成七年の宗教法人法の一部改正により、
新たに宗教法人に義務付けられた事務所備付
け書類の所轄庁への提出については、平成一
〇年より本格的に始まったが、不活動法人を
除いてほとんど全ての宗教法人が書類提出制
度の趣旨に沿って対応している。

この書類提出制度によって、所轄庁は宗教
法人の運営について継続的に確認できるよう
になり、いわゆる不活動宗教法人の実態把握
が可能になった。不活動宗教法人は、いわゆ
る法人売買、名義貸しなどに悪用され社会的
問題を引き起こすおそれがあり、ひいては、

宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損な
うことになるため、文化庁ではその整理促進
に取り組んでいる。
今後とも、関係者の一層の理解と協力を得、
引き続き宗教法人法の適正な実施に努めてい
く。

六 文化財の次代への継承・発展

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい
理解のために欠くことのできないものであり、
また、将来の文化の向上発展の基礎となるも
のであることから、その適切な保存・活用を
図ることが極めて重要である。

このため、文化庁においては、平成一四年
度も引き続き、文化財を大切に保存して次世
代に継承するとともに、積極的に公開・活用
し、広く国民に親しまれるように、次のよう
な施策に取り組むこととしている。

(1) 史跡等の保存整備・活用

史跡名勝天然記念物の保存・活用を図るた
め、修理等の整備を行う「記念物保存修理」
事業の充実を図る。また、史跡等の保存のた
め、地方公共団体が行う公有化事業に対する
国庫補助の充実を図る。

埋蔵文化財については、費用負担が困難な
個人住宅建設等の開発に伴う埋蔵文化財発掘
調査に対する国庫補助の充実を図るなど、埋

蔵文化財保護と開発事業との調整の円滑化を
すすめる。

(2) 文化財の保存修理等

国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）
や伝統的建造物群を適切に保存し、次世代に
継承するため、計画的な保存修理実施の充実
を図る。特に原材料の不足を指摘されている
檜皮葺屋根の葺替えについては、技能者の育
成・資材確保の方策も含め重点的に取り組む。

防災に関しては、木造で燃えやすい国宝・
重要文化財（建造物）を火災の被害から最小
限に防ぐため、防火、消火等の防災施設を設
置し、あわせて周辺環境の保全等の充実を図
る。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）
を災害から守るため、特に現存する建造物か
ら移動して保存することが困難な場合のもの
に対して防災管理に万全を期し、防火、消火
等の防災施設の充実を図る。さらに、重要伝
統的建造物群保存地区については、木造建造
物が集中するなど、一般地区に比べて防災上
危険性が高いことから、計画的に防災施設の
整備を図る。

(3) 伝統文化を支える人材養成・確保

重要無形文化財保持者（いわゆる人間国宝）
が行う後継者養成・技芸練磨のための経費の
助成対象人数を一二名から一六名に拡充
するなど、重要無形文化財の後継者の養成・

確保を図る。

また、文化財の保存に欠かせない伝統的な
技術・技能である選定保存技術の伝承者養成
事業に対する補助の対象を、個人については
四六名から五〇名に、団体については、一五
団体から二二団体に拡充し、選定保存技術の
伝承者の養成・確保を図る。

(4) アイヌ関連施策の推進

平成九年五月、アイヌの人々の民族として
の誇りが尊重される社会の実現を図り、あわ
せて我が国の多様な文化の発展に寄与するこ
とを目的とする「アイヌ文化の振興並びにア
イヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に
関する法律」が成立した。文化庁においては、
同法に基づく指定法人に対して、アイヌ関連
施策の推進の経費の一部を補助するなど、平
成一四年度においても引き続きアイヌ文化の
振興等のための施策を積極的に推進すること
としている。

七 著作権施策

ブロードバンド時代を迎え、①「コンテン
ツ（著作物等）」そのものの多様化、②インタ
ーネットなどを用いた「利用形態」の多様化
③「クリエイター（権利者）」、「ユーザー（利
用者）」双方の急激な拡大、といった変化が急
速に進んできている。

このような時代に対応するため、文化庁で
は、①「コンテンツ創作者」を適切に保護し、
コンテンツの「創作・生産の推進」を図ること、
②コンテンツの「円滑な流通の促進」を行うこ
と等により、「創作者・利用者双方の利益」を
増進することを基本的な方針としている。
具体的には、主として以下のような施策を
行っている。

(1) 「コンテンツ創作者」の適切な保護

インターネットの普及等に伴い、インタ
ーネット等を用いた著作物等の無断送信を防止
する必要があるが、我が国は、「著作権」（昭
和六一年）、「実演家」（平成九年）、「レコード
製作者」（平成九年）については、既に「イン
ターネットでの無断送信を差し止める権利」
を付与している（いずれも先進国中初）。これ
らは、いわゆる「ファイル交換ソフト」にも
対応できる権利であるが、残る「放送事業者」
と「有線放送事業者」については、番組の再
送信について同様の権利を付与するため、著
作権法の改正を行うこととしている。また、
「実演及びレコードに関する世界的所有権
機関条約（仮称）」の締結に向けて、俳優等
の「実演家」に人格権（名誉・声望を害する
改変をされない権利、名前の表示を求める権
利）を付与する改正も、併せて行う予定であ
る。

一方、例外規定の見直しについては、「学

校」「図書館」等での著作物の利用に関する
例外規定等について、昨年の文化審議会著作
権分科会の報告を踏まえ、さらに検討を進め
る予定である。

また、今後の法律ルールの改善については、
利害が対立する関係業界等との合意形成を
促進するとともに、各分野の政策・戦略を著
作権制度に反映させるよう各省庁からの要望
を募ること等により、国全体としての著作権
制度の一層の充実にも努めていく。

(2) 「コンテンツの円滑な流通の促進」

コンテンツの円滑な流通の促進については、
次のような施策を実施する。

1 契約システムの改善

① 三省庁（文化庁、総務省、経済産業省）
連携の取組

テレビ放送番組を対象として、放送業界等
と協力し、関係する全ての権利者・権利に関
する情報を番組制作時に整理するシステムの
研究を実施する。

② ITを活用した個人参加の「バーチャル
著作物マーケット」の研究開発

著作物の適切かつ円滑な契約システムの整
備を図るため、インターネット上でいつでも
誰でも「権利者」、「利用者」として参加し、
独自の条件で著作物の利用契約を行える「バ
ーチャル著作物マーケット」の研究を平成一
四年度から実施する。

2 IT活用の促進

「コピープロテクション」「電子透かし」等のITの活用を促進するため、これらの回避・改ざん等を禁止する措置を既に行っている（先進国中で、日・豪のみ）が、今後は、「プロテクション技術」「自動課金システム」等と「契約システム」とを組み合わせた新しい「ビジネスモデル」（いわゆる「着メロ」のシステムが、成功例として国際的にも注目されている。）の開発等を推進する。

(3) 教育の充実

- ITの普及に対応して、広く多くの人々を対象に、ネットワークを利用した情報の提供など、次のような様々な方法により、著作権に関する教育事業を新たに展開する（著作権学ばうプロジェクト）。
- ① 楽しみながら著作権が学べるソフト及びその手引書を作成し、ネットワークにより提供する。
 - ② 教員向け指導書を作成し、ネットワークにより提供する。
 - ③ 教職員・企業実務者向け等の対象者別セミナーを開催する。
 - ④ 学校を対象とした著作権読本（マンガ）を配布する。
 - ⑤ 企業、図書館、学校など著作物を利用する多様な現場からの著作権に関する多様な質問に答えるデータベースシステム（バー

チャル著作権ヘルプデスク）を構築する。

(4) 国際的施策の展開

情報技術（IT）の進展等に対応した著作権分野の国際的施策の展開として、WIPO（世界知的所有権機関）において検討が進められているいくつかの新条約の策定作業等に参画していくとともに、海外における海賊版対策事業やアジア・太平洋諸国を対象としたセミナー、研修等の連携協力事業の一層の充実を図る。

八 文化振興のための
基盤整備

(1) 新たな国立文化施設等の整備

国立文化施設については、文化発信の拠点としての機能の高度化が求められている。このため、平成一四年度においては、国立国際美術館移転新宮工事を引き続き進める。また、九州国立博物館（仮称）についても、平成一四年度において新宮工事を引き続き進める。全国的な公募展や大型企画展等を行う国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）については、一四年度に建設工事に着手する。国立組踊劇場（仮称）については、平成一五年度の開場に向けた公開、調査研究事業等の具体的な準備、設立準備調査会の開催、劇場用地の購入等を行うとともに、建設工事を

推進する。

(2) 独立行政法人国立博物館・美術館等の充実

国立博物館（東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、国立美術館（東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館）、国立言語研究所、国立文化財研究所（東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所）は、平成一三年四月から独立行政法人に移行した。

国立博物館・美術館では、我が国における芸術文化の中心的拠点として優れた美術品等を多くの人々の鑑賞に供するなど、多彩な活動を展開しており、展覧会、講習会、美術品等の情報の提供など、国民に対して提供するサービス等の質の向上に関し平成一三年度、一七年度までの五年間の中期計画を作成し実施している。

平成一四年度からの新たな施策としては、国立博物館・国立美術館において小中学生に対し平常展の観覧料の無料化を実施するとともに、国立博物館においては観覧日の日数を増やしたり、ボランティア活動を推進していくなど、国民により親しまれる美術館・博物館を目指し活動の充実を図ることとしている。

(3) 国立劇場・新国立劇場の運営の充実

国立劇場では、歌舞伎、能楽、文楽、演芸大会の開催を契機に我が国と大韓民国との文化交流を促進するためにさまざまな事業が計画されており、その主要事業として、国立中央博物館（ソウル）において平成一四年五月一日から七月一日（予定）まで、「日本美術名品展（仮称）」を開催し、両国の一層の親善及び相互理解を図る。また、秋には米国カウンティ・ミュージアム（ロサンゼルス）において展覧会の開催を予定している。

また、世界の優れた文化財は人類共通の貴重な遺産であるとの認識の下、アジア諸国の歴史的建造物の保存修復事業等を実施するとともに、我が国の文化財の世界遺産への登録の推進と、世界遺産の保護に関する取組を進める。また、海外の博物館、美術館が所蔵する日本古美術品で保存状態が悪く、緊急に修復を必要とする絵画、工芸品類の優れた作品を対象として修復協力を行う「在外日本古美術品の修復協力事業」を実施する。

さらに、アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力を推進するため、「アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業」として、平成一一年八月に設置された財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所において、一四年度も、文化財保護関連データベースの構築、文化財保護計画の策定等の研修、世界遺産に関する国際会議の開催等の事業を実施することとしている。

などの伝統芸能を、原作を尊重した正しい形で公開や伝承者の養成などの事業を実施している。また、新国立劇場では、オペラ・バレエ・現代舞踊・演劇などの現代舞台芸術の公演、実演家の要請などの事業を実施している。

特殊法人日本芸術文化振興会により設置・管理されている国立劇場及び新国立劇場は、我が国の舞台芸術の拠点として、引き続き重要な役割を担っていくことが関係各方面から期待されており、より一層の運営の充実を図ることとしている。

(4) 文化情報のシステム化の推進

国立博物館等が収蔵する文化財・美術品に関する情報、国立劇場・新国立劇場の公演等や国公立の文化施設等に関する情報のデータベース化を行うとともに、文化庁のホームページ等を通じて情報提供を行う。

九 文化の国際交流・協力

(1) 国際文化交流マスタープランの策定

我が国の国際文化交流については、官民の連携・協力の下、我が国の文化を総合的かつ計画的に発信していくことが必要であるという認識の下、文化庁においては、平成一四年

度より、国全体として国際文化交流を進める上での基本的な方針と具体的な方策等を示す国際文化交流マスタープランを策定し、積極的に施策を展開する。

また、二〇〇二年は、日中・日韓の「交流年」にあたり、伝統文化から現代文化まで幅広い分野の交流事業の開催や支援を通じて、日本文化を総合的に紹介する。

(2) 芸術文化の国際交流・協力

国際的な芸術文化交流の推進を図り、もって我が国文化の向上と振興に資するため、「文化芸術創造プラン」の中で、世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て「舞台芸術国際フェスティバル」を開催するとともに、中国・韓国等との二国間交流の推進、オペラ等の国際共同制作、海外のフェスティバル等への参加を支援する「優れた芸術の国際交流」を実施する。

また、同じく「文化芸術創造プラン」の中で、「芸術家奨学制度」を実施し、我が国の新進芸術家に海外での研修の機会を提供し、海外の新進芸術家を招へいする。

(3) 文化財の国際交流・協力

我が国の優れた文化財を広く海外に紹介し、相互理解を深めるため、日本古美術品の海外展を実施する。

平成一四年度は、ワールドカップサッカー

特集

新しい時代における 教養教育の 在り方について

●巻頭言
答申を踏まえて——遠山敦子

●論文
答申に当たって——鳥居泰彦

●エッセイ

佐藤幸治／梶田勲／木村 孟／
田村哲夫／永井多恵子／中村桂子／
森 隆夫 他

◆◆◆
ところ・ひと

国立科学博物館筑波実験植物園
であい・ふれあい——河合集雄

編集後記

▽気象庁は東京では観測史上初という三月一六日に桜の開花宣言をし、二日には満開となりこれも史上初だそうです。例年ならば四月に入ってから歓迎会と花見を兼ねてするところ、今は葉桜となり道行く人々の服装もすっかり春の装いとなりました。

▽四月から、新しい学習指導要領が全面実施されています。個に応じた指導の充実に努めることにより、基礎・基本を確実に定着し、それを基に自ら学び自ら考える力、「生きる力」の育成を目指しています。児童生徒の確かな学力の向上のため、子どもたちの夢をはぐくみ、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちに

育てていただきたいと思っています。

▽また、毎週土曜日が休みとなる公立校の完全週五日制がスタートしました。子どもたちに「ゆとり」を与え、豊かな人間性を育てることを趣旨とした制度ですので、各小・中学校及び高等学校での新たな休日の過ごし方の取組や指導を適切に行っていただきたいと思っています。

▽さて、今月号は「文教・科学技術施策の進展」の特集で、平成一四年度の文教科学行政の展望を教育・科学・学術・スポーツ・文化、それぞれの分野ごとにポイントを解説していますので、一読ください。

(H・N)

投稿
歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部科学時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んでの感想、御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定

①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記（誌上匿名可） ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただくことがあります。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房政策課「文部科学時報」編集部

※電子メールでも受け付けております。

●「文部科学時報読者アンケート」

文部科学時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@mext.go.jp」

コンピュータネットワークを
利用した文教行政の広報

文部科学省では、我が国の文教施策等を広く皆様にご紹介するため、インターネットホームページを利用して情報を提供しています。また、子どもホームページを設け、情報を提供しています。

ホームページアドレス：

<http://www.mext.go.jp/>（半角入力）

子どもホームページアドレス：

<http://www.mext.go.jp/kodomo/index.htm>

MEXT.61 月刊

文部科学時報 4月号

第1511号

●著作権所有——文部科学省●

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 03-5349-6666（営業部）

URL <http://www.gyousei.co.jp>

●印刷所——ぎょうせいデジタル株式会社

平成14年4月10日印刷

平成14年4月10日発行

定価610円（税別581円）（〒84円）

年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いいたします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 2002 ISSN 1346-325X ●この刊行物は再生紙を使用しています。